

サービス利用料金の説明

【1】居宅介護サービス費および利用者負担金について

- (1) サービス費は、サービス内容や時間ごとに決められた単位数および基準に定められた要件を満たすことで得られる加算により、利用されたサービスの合計に地域単価を乗じた金額となります。
- (2) 利用者負担金は、サービス費に10/100を乗じて得た金額となります。利用者負担金についてお支払い頂く金額は、利用者負担上限額（受給者証に記載される負担上限月額）を限度に、原則としてサービス費の1割相当額となります。利用者の利用者負担上限額を超えた部分については、事業者は、市区町村から利用者の代わりにサービス費を受け取るものとします。
- (3) サービス当日のキャンセル、訪問時不在によるキャンセルの場合、キャンセル料が発生する場合があります。
- (4) サービス費は、障害者福祉関係法令に定める地域区分毎の1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、下記表のとおりとなります。

《令和 年 月現在の地域区分と地域単価》

該当		○						
地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
地域単価	11.20 円	10.96 円	10.90 円	10.72 円	10.60 円	10.36 円	10.18 円	10 円

※（5）のサービス費は、上記の地域区分・単価に基づき算出された額となります。

（5）居宅介護サービス費については下記の通りとなります。

表1 居宅介護サービス費

ア．身体介護の場合

所要時間	単位数	サービス費	利用者負担金
30 分未満	2 5 6 単位	2, 8 0 6 円	2 8 1 円
30 分以上 60 分未満	4 0 4 単位	4, 4 2 8 円	4 4 3 円
60 分以上 1 時間 30 分未満	5 8 7 単位	6, 4 3 4 円	6 4 3 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	6 6 9 単位	7, 3 3 2 円	7 3 3 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	7 5 4 単位	8, 2 6 4 円	8 2 6 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	8 3 7 単位	9, 1 7 4 円	9 1 7 円
3 時間以上 30 分増す毎に	+ 8 3 単位	9 1 0 円	9 1 円

イ．家事援助の場合

所要時間	単位数	サービス費	利用者負担金
30 分未満	1 0 6 単位	1, 1 6 2 円	1 1 6 円
30 分以上 45 分未満	1 5 3 単位	1, 6 7 7 円	1 6 8 円
45 分以上 1 時間未満	1 9 7 単位	2, 1 5 9 円	2 1 6 円

1 時間以上 1 時間 15 分未満	2 3 9 単位	2, 6 1 9 円	2 6 2 円
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2 7 5 単位	3, 0 1 4 円	3 0 1 円
1 時間 30 分以上	3 1 1 単位	3, 4 0 9 円	3 4 1 円
以降 15 分増す毎	+ 3 5 単位	3 8 4 円	3 8 円

(6) 通常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合、サービス費は次の加算割合で割増されます。

早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)	+ 2 5 %
深夜(午後10時～午前6時)	+ 5 0 %

(7) 同時に2名の介護従業者によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で、2名の介護従業者によりサービスを提供するものとします。この場合は、それぞれの介護従業者が行うサービスにつき、所定単位を算定します。

(8) 当事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合、特定事業所加算として、その基準で規定されている区分に従い、サービス費に加算するものとします。なお、当事業所の特定事業所加算の該当する区分は、下記表のとおりとなります。

《厚生労働大臣が定める基準：算定要件・加算率》

特定事業所加算

該当	区分	加算率
○	特定事業所加算なし	+ 0 %
	特定事業所加算 (Ⅰ)	+ 2 0 %
	特定事業所加算 (Ⅱ)	+ 1 0 %
	特定事業所加算 (Ⅲ)	+ 1 0 %
	特定事業所加算 (Ⅳ)	+ 5 %
	特定事業所加算 (Ⅴ)	+ 3 %

(9) 利用者が、厚生労働大臣が定める地域の特別地域に所在する場合、特別地域加算として、15%の割合をサービス費に加算します。

(10) 利用者やその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更等を行い、介護従業者が居宅介護計画にない身体介護を行った場合、緊急時対応加算として、1月に2回を限度として、1回につき100単位をサービス費に加算します。

(11) 新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護等を行う場合または他の介護従業者が居宅介護等を行う際に同行訪問した場合、初回加算として、1月で200単位をサービス費に加算

します。

- (1 2) 利用者が、当事業所に利用者負担上限額の管理を依頼し、当事業所以外の他事業所のサービスを利用したとき、当事業所が利用者負担上限額の管理を行った場合に、利用者負担上限額管理加算として、1月で150単位をサービス費に加算します。なお、当事業所のサービスを利用していない場合において、当事業所が利用者負担上限額の管理を行った場合も算定します。
- (1 3) 特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に、喀痰吸引支援体制加算として、利用者1人1日当たり100単位を加算します。（ただし、当事業所がたんの吸引等の業務を行うための登録を受けている場合に限る。）
- (1 4) 当事業所が、精神障害者等の専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、福祉専門職員等連携加算として1回当たり564単位を加算します。（初回から90日の間において3回限り）
- (1 5) 当事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事等に届出をした場合、福祉・介護職員処遇改善加算として（1 6）に掲げる表の規定区分に従い、所定単位数に加算するものとします。
- (1 6) 当事業所の福祉・介護職員処遇改善加算等の該当する区分は、下記表のとおりとなります。

＜福祉・介護職員処遇改善加算（居宅介護）（重度訪問介護）＞

該当	処遇改善加算の区分	加算率	居宅介護	重度訪問
	福祉・介護職員処遇改善加算該当なし	1月に算定した単位数の合計×	0%	0%
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月に算定した単位数の合計×	41.7%	34.3%
○	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月に算定した単位数の合計×	40.2%	32.8%
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月に算定した単位数の合計×	34.7%	27.3%
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1月に算定した単位数の合計×	27.3%	21.9%

【2】重度訪問介護サービス費および利用者負担金について

(1) 上記「【1】居宅介護サービス費および利用者負担金について」に記載される

(1) から (4) および (6)、(7)、(9) から (1 4) においては、重度訪問介護サービスとしても同様となります。ただし、(1 4) に適用する規定区分は、下記 (7) の表に掲げる区分に従います。

(2) 重度訪問介護サービス費については、下記のとおりとなります。

イ. 重度訪問介護

所要時間	単位数	サービス費	利用者負担金
1 時間未満	1 8 6 単位	2, 0 3 9 円	2 0 4 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2 7 7 単位	3, 0 3 6 円	3 0 4 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3 6 9 単位	4, 0 4 4 円	4 0 4 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	4 6 1 単位	5, 0 5 3 円	5 0 5 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	5 5 3 単位	6, 0 6 1 円	6 0 6 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	6 4 4 単位	7, 0 5 8 円	7 0 6 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満	7 3 6 単位	8, 0 6 7 円	8 0 7 円
4 時間以上 8 時間未満 (30 分単位)	8 2 1 単位	8, 9 9 8 円	9 0 0 円
以降 30 分増す毎に	+ 8 5 単位	9 3 2 円	9 3 円
8 時間以上 12 時間未満 (30 分単位)	1, 5 0 5 単位	1 6, 4 9 5 円	1, 6 4 9 円
以降 30 分増す毎に	+ 8 5 単位	9 3 2 円	9 3 円
12 時間以上 16 時間未満(30 分単位)	2, 1 8 4 単位	2 3, 9 3 7 円	2, 3 9 4 円
以降 30 分増す毎に	+ 8 1 単位	8 8 8 円	8 9 円
16 時間以上 20 時間未満(30 分単位)	2, 8 3 4 単位	3 1, 0 6 1 円	3, 1 0 6 円
以降 30 分増す毎に	+ 8 6 単位	9 4 3 円	9 4 円
20 時間以上 24 時間未満(30 分単位)	3, 5 2 0 単位	3 8, 5 7 9 円	3, 8 5 8 円
以降 30 分増す毎に	+ 8 0 単位	8 7 7 円	8 8 円

(3) 障害支援区分 6 に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある利用者で、人工呼吸による呼吸管理を行っている、または、最重度の知的障害のある利用者にサービスを提供した場合に、1 5 %の割合をサービス費に加算します。

(4) 障害程度区分 6 に該当する利用者にサービスを提供した場合に、8. 5 %の割合をサービス費に加算します。

(5) 障害支援区分 6 に該当する利用者に対し、事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の 1 0 0 分の 8 5 を算定します（算定開始から 1 2 0 時間に限る）。

(6) 当事業所が、行動障害にかかる支援計画等作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、行動障害支援連携加算として 5 8 4 単位を加算します。
（初回から 3 0 日の間において 1 回限り）

(7) 障害支援区分 6 に該当する利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所への入院（入所を含む）中にコミュニケーション支援等を提供した場合所定単位数を算定します。

報酬は入院中以外の基本報酬と同様となります。

所要時間	入院中	入所中	サービス費	利用者負担金
1 時間未満	1 8 6 単位	1 8 6 単位	2, 0 3 9 円	2 0 4 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2 7 7 単位	2 7 7 単位	3, 0 3 6 円	3 0 4 円

※ 他の時間の単位も同様

(8) 当事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出をした場合、特定事業所加算として、その基準で規定されている区分に従い、サービス費に加算するものとします。なお、当事業所の特定事業所加算の該当する区分は、下記表のとおりとなります。

《厚生労働大臣が定める基準：算定要件・加算率》

特定事業所加算

該当	区分	加算率
○	特定事業所加算なし	+ 0 %
	特定事業所加算 (Ⅰ)	+ 2 0 %
	特定事業所加算 (Ⅱ)	+ 1 0 %
	特定事業所加算 (Ⅲ)	+ 1 0 %
	特定事業所加算 (Ⅳ)	+ 5 %
	特定事業所加算 (Ⅴ)	+ 3 %

(9) 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、下記加算を算定します。

ロ. 移動介護加算

所要時間	単位数 (1 回 毎)	サービス費	利用者負担金
1 時間未満	1 0 0 単位	1, 0 9 6 円	1 1 0 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 2 5 単位	1, 3 7 0 円	1 3 7 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	1 5 0 単位	1, 6 4 4 円	1 6 4 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	1 7 5 単位	1, 9 1 8 円	1 9 2 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	2 0 0 単位	2, 1 9 2 円	2 2 0 円
3 時間以上	2 5 0 単位	2, 7 4 0 円	2 7 4 円

(10) 当事業所の福祉・介護職員処遇改善加算の該当する区分は、【1】(16) に示す表のとおりとなります。

【3】サービス利用料金に関するその他事項

(1) 事業者は、市区町村から支給される利用者の介護給付費等を、利用者に代わって市区

町村から受領するものとします（代理受領）。

- （２）事業者が市区町村から代理受領した介護給付等の額については、利用者に通知するものとします。
- （３）サービスのご利用について、利用者が介護給付費等の支給決定を受けているサービスをご利用される場合には、消費税はかかりません。
- （４）事業者が介護給付費等の代理受領を行わない場合には、利用者は、事業者に対してサービス費の全額をいったんお支払い頂きます。この場合、事業者は、利用者に対して「サービス提供証明書」を交付します。利用者は、「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市区町村に申請すると介護給付費等が支給されます。
- （５）利用者負担金は障害者福祉関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に障害者福祉関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は改定内容決定後速やかに利用者に対し通知し同意を得ます。
- （６）介護従業者等が利用者宅を訪問する際にかかる交通費については、原則無料となります。
- （７）買い物・通院の同行等で介護従業者に係る交通費等は、利用者負担にて原則当日清算となります。また、片道のためのサービスの提供であっても利用者宅からの往復に係る訪問介護員分の交通費を利用者にご負担いただきます。
- （８）その他、サービスの提供に際し、別途費用が発生した場合には、介護従業者分を含む費用の実費を利用者にご負担頂きます。